



処 分 説 明 書

交 付	平成16年 2月23日	整理番号	No.
所 属	東京都小平市立小平第五中学校	氏 名	足 田 哲 也
職 名	教 諭	生年月日	
処分の種類 及び程度	分限免職	処 分 年 月 日	平成16年 2月23日
根拠法規	地方公務員法第28条第1項第3号		

刑事裁判との関係 刑事裁判所に係属していない。

処分の理由

上記の者は、平成10年4月上旬ころ、東京都小平市立小平第五中学校理科室及び理科準備室などにギター、ステレオ、スピーカー、アンプ、古タイヤ等の大量の私物を持ち込み、校長から平成14年4月30日、5月7日、5月20日、9月5日、10月ころ、平成15年3月4日、5月29日、9月18日に、私物を整理・撤去するよう指導を受け、さらに12月16日、私物を整理・撤去するよう職務命令を受けたにもかかわらず、命令に従わず、そのまま放置した。

また、上記の者は、平成14年6月17日から平成15年3月25日までの151日間、通勤届とは異なる自動車通勤を無届で行い、同年8月5日、9月20日、10月23日、10月25日の4回にわたって同校職員室において校長から口頭及び文書で是正を命令されたにもかかわらず従わなかった。

また、上記の者は、平成15年3月1日午後0時30分ころ、同校理科室において、禁止している缶ジュースを持っていた同校ソフトテニス部男子生徒の左ほおを右手のこぶしで3回殴り、同生徒を床に倒し、靴をはいた足で同生徒の顔の右側を1分程度踏みつけた。

また、上記の者は、同年5月5日、山梨県南都留郡山中湖村で行われたソフトテニス選手権大会に生徒を参加させた際、午前9時45分ころ、テニスコートサイドにおいて、試合に負けた同校ソフトテニス部男子生徒の両ほおを両手の平手で10回以上たたくとともに、右足を同生徒の頭上で振り回した後、左肩及び左側頭部をけるなどの体罰を行った。

また、上記の者は、同年6月18日午後4時ころ、同生徒に対して、同教諭から体罰及び暴力を受けていないという内容の確認書を渡し、同生徒及び同生徒の保護者に署名するよう要求した。

また、上記の者は、本件体罰及び暴力について校長から4回にわたり事情聴取に応じるよう命令されたにもかかわらず、これに従わず拒否した。

また、上記の者は、同年6月20日小平市教育委員会で、及び8月27日都教育委員会で行われた事情聴取において、同生徒に対する体罰及び暴力は行っていないなど虚偽の発言を行った。

これらのことは、教員としての適格性を欠くものである。

よって、上記の処分を行うものである。

この処分に不服のあるものは、地方公務員法第49条の3の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都人事委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

処 分 者
職 氏 名

東 京 都 教 育 委 員 会

